# 公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令 （平成十三年環境省令第二号）

公害健康被害補償不服審査会の庶務は、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課において処理する。

# 附　則

##### １

この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

##### ２

この本部令は、その施行の日に、公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令（平成十三年環境省令第二号）となるものとする。

# 附則（平成二八年四月一日環境省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年七月一四日環境省令第一八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。